

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【43】

2. 日時：令和3年12月21日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、藤田審査チーム員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他14名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長 他3名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁テルイです。それでは島根 2 号機、設工認のヒアリングを開始したいと思います。早速ですが、説明をお願いいたします。
0:00:15	中国電力の高取でございます。本日は基本的方針の 34 条 35 条 72 条 7、15 条のヒアリングよろしく願いいたします。
0:00:24	それで
0:00:25	本日 40 分ございますけども、トータルで 40 分ぐらい説明はかかるかなというふうに考えておりますので途中で一旦聞いた方がよろしければ、途中一旦切らしていただいて質疑応答という形でさせていただきたいというふうに考えておりますととりあえず現状は、
0:00:42	一気に通貫で説明させていただきたいというふうに考えております。
0:00:46	説明書の方です。
0:00:51	通して説明されると 40 分ぐらいかかるということであれば、どっか 1 回途中で切っていただいて、質疑を挟んで、引き続き、
0:01:01	続きをやるっていう形にしたいと思いますけど。
0:01:03	それでもいいですか。
0:01:06	中国電力の高取でございます。了解いたしました。それでは 34 条と 35 条のご説明が終わった後に 1 回質疑応答という形にさせていただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。
0:01:17	規制庁照井です。よろしく願いいたします。
0:01:21	中国電力の高田でございます。了解いたしました。それでは説明者の方から、資料の確認させていただきます。
0:01:28	はい。中国電力河口です。では資料の確認をさせていただきます。
0:01:32	資料番号で言います。NS2-ほか-0081 回 04。
0:01:38	続きまして、NS2-き-034。
0:01:43	続きましてNS2-き-035。
0:01:47	NS2-き-072、
0:01:51	最後にNS2-き-075 の計 5 種類の資料となっております。
0:01:57	資料おそろいでしょうか。
0:01:59	規制庁テルイです大丈夫です。
0:02:02	はい、ありがとうございます。
0:02:04	では、34 条からご説明させていただきます。まず、適正カーリストについてなんですが、こちら中身については、各条文の説明資料の中で適宜ご説明させていただこうと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:02:18	では、34 条ということで、NS2-034。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:23	をご覧ください。
0:02:26	まず、様式 7 における補正評価の変更箇所についてご説明させていただきます。
0:02:32	ページ、通し番号で 3 ページをご確認願います。
0:02:41	こちら、1、
0:02:43	基本設計方針の変更前の一番下のパラグラフになるんですが、0 時間、
0:02:49	基幹系設備の共用に関する記載について、
0:02:52	記載の見直し適正化を行っております。
0:02:56	続きまして 4 ページ、こちらも基本設計の変更前の一番上の最初のパラグラフですが、
0:03:03	試料分析関係設備についても、先ほど同様に、
0:03:06	共用部分について記載の適正化を行っております。
0:03:11	続きまして、5 ページになります。
0:03:14	こちら、基本的方針の変更前変更後、同じなんですが、中央制御室の共用に関する記載を記載追加しております。
0:03:23	こちらは、各季節ごとの基本設計方針において、
0:03:27	制御し、中央制御室が最初に出てくる。
0:03:30	社員作りにつきましては、このような、12 号共用、以下同じというふうに記載することにしておりますので、それに伴う適正化となります。
0:03:40	同じく 17 ページにも同様な変更を行っております。
0:03:45	残りの変更箇所については、比較表において適宜ご説明させていただきます。
0:03:53	では比較表の方のご説明に移りたいと思いますので、32 ページをご覧ください。
0:04:01	こちら、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本的方針の比較となります。
0:04:07	先ほど補正時間に、
0:04:10	変更箇所について先ほどご説明になったので、ちょっと割愛させていただきます。
0:04:15	こちらの比較表の説明に入る前になんですが、こちら、計測器についてに関する実践比較、そういう課長の考え方なんですが、
0:04:24	燃料トイレの水、または、温度の先行電力と同じパラメーターを測っている継続継いであっても、計測原理が異なる場合はちょっと、実線を引いてそういう箇所としておりますので、
0:04:35	ご承知おき願います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:37	では処理箇所のご説明に入らせていただきます。
0:04:40	まず、第 1 パラグラフ。
0:04:42	ですが、
0:04:43	こちら東海第 2 と、そういう箇所となっております、
0:04:46	島根 2 号機の記載における、燃料プール冷却ポンプ入口温度、
0:04:51	こちらが設工認申請対象設備の相違。
0:04:55	とあと燃料プール水点温度カッコ衛生という記載がですがこちらは設備構成の相違ということで、定率の相違としております。
0:05:02	次に、第 2 第 3 パラグラフについてですが、こちら東海第 2 との層位会社となりまして、
0:05:08	こちらは燃料プールの水位を計測するための設備構成。
0:05:12	設工認申請対象設備及び計測結果の記録細井となっております。
0:05:18	第 4 パラグラフにつきましては、
0:05:21	こちら燃料プールの水位 4 及び水位を測定するための設備構成及び、
0:05:26	設工認耐震性対象の相違ということで東海第 2 と相違となっております。
0:05:34	続きまして 33 ページをご確認願います。
0:05:37	こちら、計測制御系統施設の基本設計方針の比較表となっております。
0:05:47	姫野大新倉パラグラフにそういう箇所がございます。こちら、
0:05:52	柏崎 7 号と東海第 2 との相違箇所となっております、
0:05:56	つまり 2 号機は、旧製品原料規制庁にて中性子。
0:06:01	元領域を、
0:06:02	中韓流計算にて、中間領域の中性子計測を行っていることによる設備の相違となっております。
0:06:09	続きまして第 3 パラグラフにつきましては、
0:06:11	こちらは、
0:06:14	東海第 2 と芦田喜納ごとの相違となっておりますが、
0:06:18	中性子束を継続するための設備の相違による、
0:06:21	教習機を演算するための継続の増と。
0:06:24	ことになっております。
0:06:26	34 ページをご覧ください。
0:06:31	こちら、島根の記載の第 1 パラグラフの 2 行目から 4 行目に対してちょっと実線を引いております。
0:06:37	こちらは、島根 2 号機は対象パラメーターを、記録計にて経過記録して保存することとしておりますので、
0:06:45	それに伴う計測結果の記録方法の相違と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:48	ということになっております。
0:06:52	同じ第 1 パラグラフの上から 7 行目の遅いですが、
0:06:55	柏崎 7 号とは先ほどと同様な計測結果の保存、記録方法の相違。
0:07:00	東海第 2 との相違につきましては、設工認申請対象設備の通りとなっております。
0:07:06	愛知、同じページの、
0:07:09	第 2 パラグラフにつきましては、
0:07:12	こちらは先行電力は柏崎と東海第 2 の、
0:07:16	記載部分に実線を引いておりますが、
0:07:18	こちらは島根 2 号機においては、対象パラメーターについては、記録計にて計測結果を記録及び保存することと。
0:07:26	しておりますので、この第 2 パラグラフではなくて、第 1 パラグラフに該当対象パラメーターを記載しております。
0:07:32	ということにソリュ間設備の通りとなっております。
0:07:38	では 35 ページをご覧ください。
0:07:42	こちら、
0:07:43	放射線管理施設の基本設計方針等比較表となっております。
0:07:48	こちら、補正箇所からの変更箇所ですが、先ほど様式等、
0:07:53	ご説明済みの内容となるため、
0:07:55	割愛させていただきます。
0:07:58	そういう会社に移らせていただきます。
0:08:03	柏崎 7 号の記載になるんですが、
0:08:06	上から、
0:08:08	第 4 パラグラフの上から 4 行目に実践を聞いております。
0:08:12	こちらは、カシマ 2 号機は、単合金製であり、緊急事態、
0:08:17	楽勝専用の他にも設置していることによる設備の相違となっております。
0:08:21	また、同じパラグラフにおいて、
0:08:24	上から 5 行目に、実践を聞いておりますが、
0:08:26	これは島根 2 号機の緊急時対策所は、建物の気密性を建物単位で確保することによる相違となっております。
0:08:35	それでは 36 ページをご確認願います。
0:08:42	こちら、第 5 パラグラフに実線を引いております。
0:08:45	こちらまで東海第 2 との相違につきましては、これは記載方針の相違でありまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:50	カシマ 2 号機は、技術基準規則の第 34 条第 3 項の追加要求事項の対象設備。
0:08:56	を明確化にするため、記載していることによる、
0:09:00	記載方針の相違と、
0:09:02	なっております。
0:09:03	また、柏崎 7 号との相違があるんですがこれは秋月技術基準規則第 34 条第 3 項、対象設備の相違によるものと、設備相違となっております。
0:09:14	37 ページをご確認願います。
0:09:20	まず、補正時からの変更箇所についてご説明いたします。
0:09:25	こちら、1.1. 3 の固定式周辺モニタリング設備の第 1 パラグラフ。
0:09:30	んところ。
0:09:31	色は違うんですか。
0:09:33	これは先行プラントの記載を参考に、
0:09:36	トマト他の。
0:09:38	同じよう分とか記載に合わせて、
0:09:43	保存することができる。
0:09:45	というような記載に記載を訂正しております。
0:09:50	ではそういう箇所の説明にさせていただきます。
0:09:53	第 4 パラグラフに相違箇所がございます
0:09:57	こちら、島根 2 号機のモニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しており、さらに、モニタリングポスト専用の、
0:10:05	無停電電源装置と非常用発電機を設置しております。
0:10:09	また、重大事故時には、次は重大事故等時には、
0:10:14	常設代替交流電源設備から給電可能とすることによる設備の相違と、
0:10:19	設備構成の相違となっております。
0:10:23	37 ページの一番下のパラグラフにまたそういう箇所がありまして、
0:10:27	こちらは柏真鍋校との設備構成の相違であります、
0:10:31	下線部店について、データの冷蔵方が保育していることによる相違となっております。
0:10:38	38 ページにつきましては遠い箇所はございますが、補正。
0:10:43	以下の変更箇所がございます。で、
0:10:47	1.1 の、同種周辺モニタリング設備及び 1.1. 5 の、
0:10:51	環境性を、
0:10:52	装置の章 8 ヶ所につきまして、先ほどと 30 年度同様に記載の適正化を行っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:00	以上で、34 条のご説明を終わります。
0:11:04	説明者の方交代いたします。
0:11:10	中国電力の河島です。
0:11:13	続きまして、
0:11:14	第 35 条。
0:11:16	安全保護装置の
0:11:19	基本設計方針に関するケネルについて、
0:11:22	説明させていただきます。
0:11:25	まず初めに、ご提示からの修正箇所についてご説明させていただきます。
0:11:32	通し番号の 2 ページ。
0:11:35	様式等の 1 ページにあたる、ページなりますがそちらをご確認ください。
0:11:40	基本設計法人。
0:11:42	A の中段あたりに、黄色着色箇所がございますが、
0:11:46	こちら記載の適正化として、等を追記している箇所になります。
0:11:53	続きまして、
0:11:54	通し番号の 33 ページをご確認願います。
0:12:01	ここから基本設計方針の比較表になるのですが、こちらのページでも同じ文章 がございます、
0:12:08	島根の記載で、追記した箇所について、黄色で識別しております。
0:12:15	以上が補正時からの変更箇所となります。
0:12:19	それでは、比較表の説明に移らせていただきます。
0:12:24	まず、ご覧いただいている 33 ページになるんですが、こちらのページでは、
0:12:29	先行他社とは、
0:12:31	設備名称は記載表現が異なるのみであり、
0:12:34	実質的な相違はございません。
0:12:39	続きまして、通し番号の 34 ページをご確認願います。
0:12:45	まず島根の 3 ポツ 1 ポツ 2 行のオダ 1 パラグラフ、全体に実線を引いており ますが、
0:12:52	こちらは柏崎 7 号との相違がございます。
0:12:57	こちらのそういう理由は、島根 2 号は、安全保護装置の回路をアナログ回路と デジタル回路で構成してることから、設備の相違がございます。
0:13:11	次の第 2 パラグラフの島根 2 号の一行目。
0:13:15	それに対する、柏崎 75 の一行目の実践分についても、
0:13:21	同様の理由により、相違が生じてございます。
0:13:26	次に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:27	第3番、第3パラグラフですが、
0:13:30	柏崎7号の一行目、実践分に対して、
0:13:35	相違が生じてございます。
0:13:38	こちらは、
0:13:41	島根2号の安全保護装置と、
0:13:43	保守ツールの接続部が盤内にあることから、
0:13:47	坂野施錠管理をすることにより、不正アクセスを、を防止することができる、運用となっていることから、運用の層序沿いが生じてございます。
0:13:59	また、
0:14:00	同じパラグラフの、島根の記載、2行目から5行目にかけての実践箇所についてですが、こちらは東海第2との相違が生じてございます。
0:14:11	こちら島根2号は、実戦箇所に記載しているような保守ツールに対する管理を実施していることから、
0:14:19	運用の差異が生じているものでございます。
0:14:24	なお、
0:14:25	同じパラグラフで、東海第2の規制、記載に対して、複並線を引いている2ヶ所がございますが、こちらについては、次のページの島根の第1パラグラフに記載している内容となっておりますので、
0:14:38	記載表現が異なっている会社ということでございます。
0:14:44	それでは続きまして、衛藤主査、通し番号の35ページご確認願います。
0:14:53	こちら、島根の第1パラグラフの実践分についてですが、
0:14:58	こちらは柏崎7号との相違箇所でございます。
0:15:04	先ほどから繰り返しになりますが、島根2号が、
0:15:09	安全保護装置の改良を、デジタル。
0:15:12	アナログで構成していることにより、
0:15:15	相違が生じている箇所となっております。
0:15:20	最後になりますが、
0:15:22	島根の3ポツ6、試験及び検査の
0:15:28	方になりますが、
0:15:29	こちらで、東海第2と
0:15:32	被災表明が行われる箇所がございます。
0:15:35	東海第2の1行目から3行目に渡って、稲見専務が引いてある箇所と、
0:15:43	一行目、島根2号の一行目の複並浅部聞いてある箇所になるんですが、
0:15:49	こちらは記載元となる、設置変更許可申請書本文の記載表現の異なることから生じている記載表現の相違でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:00	以上で、35条の説明を終わらせていただきます。
0:16:11	規制庁照井です。とりあえずここで1回一気に
0:16:16	すかね。
0:16:17	はい。質疑に移りたいと思いますまず、34条側から、
0:16:36	規制庁藤田ですすいません
0:16:40	表して、7の方の
0:16:44	通し番号7ページお願いします。
0:16:52	その工事計画認可申請書の基本的方針後ってところの欄の2行目なんですけれども、
0:17:02	原子炉冷却材Noって書いてあって、最後及び保存するで終わってると思うんですけれども、他の部分を見てみると、基本的に何かすることができる設計とするって文章で終わってるかなと思うんですけれどもこの違い。
0:17:17	をご説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:17:23	はい。中国電力河口です。
0:17:26	こちらの記載なんですけど、他の基本的に記録敬礼記録式保存するという、設備的な設計となっているんですけど、こちらについては、
0:17:37	運転員が手分析で、
0:17:39	運転してそれを記録するという形でそれを保存するって形になりますので、そういう意味で設備的な。
0:17:45	ものを記録にやられるので、このような記載の書き分けをしております。
0:17:50	以上です。
0:17:54	規制庁藤田です。基本的に設備的なもので、記録する場合は、何、することができる設計とすると記載してて、
0:18:03	こここの、
0:18:06	原子炉冷却材のってところの最後の及び保存するで終わってるようなものに関しては基本的に運転員が
0:18:14	バックアップしているものになるってということで、いう認識である。
0:18:21	TODの川口です。ご認識の通りでございます。
0:18:25	規制庁藤田です。ここ以外にもそういう語尾といいますか、記載になってるんですけども全体的にそういう記載のルールになってるって認識でよろしいでしょうか。
0:18:42	給源とか久慈です。一応、そのような、
0:18:44	ルールで記載をしております。以上です。
0:18:49	規制庁藤田です。了解いたしました。
0:19:08	すいません。規制庁藤田です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:11	ちょっと飛んでしまうんですけどもその比較表の方の 33 ページお願いします。
0:19:24	比較表の
0:19:28	2、2 ポツ 1 ポツ 1 の、
0:19:32	藤。
0:19:34	3 パラ目ですかねと炉心における中性子密度を測定するっていうところの文章なんですけれども、ちょっと先行と比較して、
0:19:44	中性子密度を測定するだ。
0:19:47	と記載してるんですけどもここが測定に変えた理由って何かあるんでしょうかご説明よろしくお願いします。
0:19:59	中国電力河口です。ちょっと所長、お待ちください。
0:20:19	中国で力カワグチです。お待たせしました。
0:20:22	こちらへの記載なんですけど、同じ資料の 6 ページ。
0:20:27	明確用紙等の該当部分となります。
0:20:33	よろしいでしょうか。
0:20:35	ちょっと。
0:20:36	この第 1 パラグラフの部分になるんですけど、
0:20:39	こちら、編基本設計方針変更後の部分になるんですけど、
0:20:45	こちら、
0:20:46	基本的なつくりとしまして、設置許可、
0:20:49	のテンパ地、本文、
0:20:52	にゆ該当部分を基本引用して、記載。
0:20:55	しております。
0:20:56	その際に楨設置許可の記載で、測定と比較したとなったので、それを今踏襲して測定と。
0:21:03	いう記載にしております。
0:21:06	以上です。
0:21:17	規制庁平です。設置許可の本文から持ってきたっていうことは了解しました。その場合なんですけれども、
0:21:27	後が阿蘇測定して出てくる計測結果ってあるんですけど、こちら辺で統一する必要とかはないんですか。
0:21:45	中国電力淡路です。すいません。ご指摘の通り確かに継続結果という記載なってますので、ちょっとこの部分につきましては、他のちょっと記載も確認して、
0:21:54	ちょっと記載の統一化をちょっと検討したいと思います。
0:21:58	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:00	規制庁藤田です。了解いたしました多分ここ以外の部分でも計測と測定がまざってる部分が他と比べてあったので、すみません
0:22:11	整理していただければと思います。よろしくお願いします。
0:22:16	肥後で燃料価格です。了解いたしました。
0:22:18	確認いたして、また適宜休憩
0:22:21	はい。
0:22:22	以上です。
0:22:51	すみません。規制庁藤田です比較表P37 お願い。
0:23:01	一つ1ぽつターンの固定式周辺モニタリング設備の最後の文章なんですけども、このモニタリングポストの伝送系っていうのはここで言うのは基本的に、
0:23:12	書いてある通り有線系回線とサトウは無線系せ、無線系回線を使用してて、例えばなんすけど衛星系回線とかは、使用しなくてここには二つ書いてある二つの有線系と無線系を使用するっていう理解でよろしいでしょうか。
0:23:31	中国電力の原です。ご認識の通り輸送有線系回線と無線系回線で、請求回線等は使用しておりません。以上です。
0:23:41	規制庁藤田です。了解いたしました。
0:23:51	町の照井です。
0:23:53	比較表で通し10ページなんですけど。
0:23:57	その一番上、
0:24:00	Pに対して適用される要求事項のため対象外ってあるんですけど。
0:24:05	僕は今、基本設計方針の欄なので、
0:24:12	各なら備考でいいんじゃないかなと思いますけど、これ今、猫のPETされる要求事項、対象外なんていうのは基本的に、
0:24:23	書いてないですよ。
0:24:26	であれば備考でいいんじゃないかなと思いますけど。
0:24:34	16年度カワグチです。
0:24:35	ご指摘の通りで、基本設計方針患者さん以外の比較表に出てこない話なので、ちょっと記載のほうに、
0:24:42	はちょっと。
0:24:44	検討いたしてまた適宜、
0:24:46	修正したいと。
0:24:48	よろしくお願いします。
0:24:50	それから、
0:24:52	比較表の38ページで、
0:24:59	移動し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:03	放射能観測車なんですけど。
0:25:07	やっぱり屋内に保管って書いてあって、効果ないてこれどこに保管してあるんでしたっけ。
0:25:16	中国電力の原です。こちらは、管理事務所の3号館の倉庫に保管してましてそちらで、江藤区内をしております。
0:25:26	以上です。
0:25:28	平成別府わかりました。
0:25:31	それからその下のパラで、
0:25:34	1.1. 5 のところですね、気象観測装置、
0:25:39	2、
0:25:40	1、123号機共用1号機に設置って書いてあるんですけど。
0:25:47	別の図書、中空ペネ中操機能の補助なんですけど。
0:25:53	ありがとう1号機設備、123号機共用っていう書き方をしたと思うんですけど。
0:26:02	どっちが正しい。
0:26:13	中国電力の南です。今ご指摘の点で少し、すみません確認させていただいて適切な方に直したいと思います。おそらく
0:26:23	中操の方が正しいかなと今ちょっと思ったのですが少し確認して記載は適切に修正させていただきたいと思います。以上です。
0:26:33	規制庁の照井ですよろしくお願ひします。確か中層機能の方だともともと1号機設備で、背番号の付け替えは今のところ考えてないってことを聞いて、
0:26:45	ますので、そういう意味だと多分中操機の方が正しくて、今のこの書き方で、
0:26:50	ただその番号、世良向け変えた後だとこれ多分書き方になるのですね。
0:26:55	少しちょっと確認をして、適切な修正をしていただければと思います。
0:27:02	中国電力の南です。はいご指摘踏まえて適切に修正いたします。以上です。
0:27:09	規制庁鳥居です。それから、戻って、モニタリングポストの伝送系の話なんですけど。
0:27:21	先日、
0:27:23	委員会で、
0:27:25	モニタリングポストの弁当系の、
0:27:30	議論があったのでご存知でしょうか。
0:27:37	中国電力の南です。はい。関西電力さんの方で少し
0:27:43	無線系という線形が、ちょっと連相互に連携少ししてしまってるような事象があったというところについては認識しております。以上です。
0:27:53	ちょっといいです。あれを踏まえて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:57	本社の設計は大丈夫ですかってところなんですけど高浜のようにですね、
0:28:06	ある意味
0:28:07	多様性を持たせた伝送ルートが、結局伝送系だけなのでですね取り合いのところはどうしても発生はしてしまうんですけども、その、
0:28:19	処理、処理の方法っていうんですかね。
0:28:22	いうところで、少し片方のを、
0:28:26	形に挑んしていて、結果的に両方示しましたみたいな、あと理事長なわけで。
0:28:33	特に、
0:28:35	そういうような設計になってるか、或いはならないようにしてるのかっていうその辺を少しご説明いただきたい。
0:28:44	中国電力の南です。はいご指摘の点ですね関西電力さんの方から我々電力に対してもですね事象についての、
0:28:55	ご説明というのはいたできておまして、基本的にはまずはですね少しメーカーの総意というところもございまして、浜さんは大井さんとかとも比較してもと。
0:29:07	特に違う個別のメーカーを、の機器を使用されているというところで、その他一般地域一般的というか多分他の電力我々含めて多いメーカーの方、
0:29:19	というのと、二つに分かれているというような状況でして、そちら側ですね、法案を我々も含めてですけど、もちろん確認はいたしまして、
0:29:30	高浜さん同様の次長がですね、時間を、香取優先権にだけ依存しているせいで、無線が後程飛ばなくなるとかですね、そういう事象は発生せずに、
0:29:41	仮に、有線系が何らかの事象で切断したというような事象があったときには、無線系が生きてですね、無線系で調整月まで、
0:29:52	データを飛ばすことができるというところについては確認をそれぞれの発電所しておまして、島根についてもそれは問題、高間さんと同様の事象が発生することはないということを確認しております。以上です。
0:30:05	規制庁の照井です。ありがとうございます。オチアイとしてメーカーが定めて、少し違ったという認識をしておまして、今の説明で非常によく理解できました。本件基本設計方針等でですね。
0:30:20	特にそれをここに書いてくれるということではないんですけど、またおそらくその個別の説明書側では、もう、同じように説明を求められるかなと思いますので、
0:30:33	その時にはまた説明をしていただき
0:30:38	そういう対応をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。
0:30:45	中国電力の南です。はい。了解いたしました。
0:30:49	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:50	はい。
0:30:51	金城照井です。とりあえず 34 条はそんなふう行動ですね。
0:30:57	次 35 条。
0:31:31	規制庁鳥居です。この確認だけなんですけど、様式 78 ページから 9 ページにかけての計画西部系統施設の一部を安全保護装置を共用する場合には云々かんぬんである。
0:31:47	実際から、島根の場合って、計測制御と地区安全保護装置。
0:31:53	ええ。
0:31:55	1、一部共用してるのかどうか、その具体的な設計がどうなってるのかっていうのをご説明いただけますか。
0:32:17	中国電力の河島です。
0:32:19	中性子計装等については、一部共用しているということとなっております。以上です。
0:32:28	切れちゃったらいいです。今のご説明はだから例えばスクラム信号っていういろいろあると思いますけど、出すとかは安全合計として、
0:32:40	計装信号という検出器を持っていて、中操中性子束については、
0:32:52	今日共用いじる共用しているというご説明と理解してよろしいですか。
0:32:59	中国電力の木本です。ご認識の通りでして原子炉水位や原子炉圧力等については、継続性系の監視の計器等、
0:33:10	安全放棄に使ってる計器は別の検出器を使っております。
0:33:14	一部中性子計装系統については、安全保護系の検出器と監視をする者が一緒になっているという構成に島根銀行としてはなっております。以上です。
0:33:25	規制庁努力ありがとうございますよくわかります。
0:33:28	なあ。
0:33:29	ホッコーは、
0:33:36	はい。特に、
0:33:39	有井回ってるっていう。それでは引き続き、72 条からですかね、説明の方お願いいたします。
0:33:50	中国電力の尾川です。
0:33:53	72 条の方の基本設計方針についてご説明をさせていただきます。資料番号につきましては NS2 はい本気の A-072 になります。
0:34:04	適正化、記載の適正化につきましては修正等を行っておりますが、五級性等の詳細については割愛をさせていただきたいというふうに考えております。
0:34:15	その他、記載説明すべき点については
0:34:19	課長の方で、あわせてご説明をさせていただきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:24	それでは資料の方、57 ページからになります。比較表の 1 ページ目です。よろしくをお願いします。
0:34:32	57 ページ比較表 1 枚目で記載の通り、相違理由の類型化をしたものをまとめたものになります。
0:34:41	58 ページをお願いします。
0:34:45	58 ページ、一つ目の相違につきましては、東海第 2 と柏崎との相違になりまして、
0:34:52	各社、電源構成が異なりますので、系統構成の存続しております。
0:34:57	渥美につきましては柏崎との相違で、島根には高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機を有しているということの層準であります。
0:35:06	ここで黄色の箇所につきましてはそのことがわかるように明確に記載のほう見直しを行っております。
0:35:14	この、そういう理由を 1 としまして類型化を行いまして、以降の説明は割愛をさせていただきたいと思えます。
0:35:22	他の相違理由の類型化箇所についても同様の対応とさせていただきます。
0:35:28	そういう理由三つ目につきましてはダイタイショナイ電気設備を構成する設備の相違となっております。
0:35:35	ページ一番下の層につきましては、次のページに、そういう理由が続いておりますが、
0:35:41	東海第 2 との相違で、大体社内電気設備を電動として使用する設備の相違です。
0:35:48	島根では、当該設備については、代替所内電気設備を経由して市経由しておりませんので、設備の相違としております。
0:35:57	先ほど、58 ページの方の三つ目の相違で、ダイタイショナイ電気設備の設備構成が島根と東海第 2 で大きく異なっておりますが、
0:36:08	こういった電労として使用する設備が異なっておりますので、そういった方とこの設備の数に違いが出ているものということで考えておりまして、
0:36:18	記載内容、内容としては同等であるというふうに考えております。
0:36:24	59 ページをお願いいたします。
0:36:28	59 ページ、一つ目の相違につきましては、東海第 2 との相違で、島根では、非常用所内電気設備についても機能維持を行うということを記載したものになります。
0:36:40	そういう理由二つ目、三つ目の相違につきましても、東海第 2 との相違で、先ほどありました設備の位置付けの相違です。
0:36:49	島根ではここに記載している設備は 3.1 項のほうに記載をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:56	その下、四つめの相違になりますが、こちらはダイタイシヨナイ電気設備の系統構成が異なるというところの相違になります。
0:37:06	60 ページをお願いします。
0:37:10	60 ページの中程の相違ですが、
0:37:16	ありました。すいません。中国電力の方ですいませんマイクが切れてしまいました。
0:37:21	60 ページ、中程の相違ですが、
0:37:24	こちらは、
0:37:27	柏崎との相違で、
0:37:29	当該設備は、島根では実施設備として位置付けておりますので、こちらの基本設計の方針の方では記載をしております。
0:37:37	61 ページをお願いします。
0:37:42	一つ目の相違につきましては柏崎との相違で、非常用交流電源設備としては、電源設備等、あとそれらの燃料系統まで含んだ整理としております。
0:37:53	愛媛では、各ディーゼル発電設備の燃料貯蔵タンクにつきましてはSA設備として整理をしておりますので、こちらの記載について、SA設備というところを明確に書き分けたものになります。
0:38:08	二つ目の騒音につきましては非常用ディーゼル発電設備をSA時に使用する際に想定する深野層になっております。
0:38:16	62 ページをお願いします。
0:38:20	62 ページの、ページ中程の一つ目の騒音につきましては、共用に関するものでして、島根では、当該設備について共有を行わないということとしております。
0:38:32	二つ目の相違につきましては、
0:38:35	東海第 2 等の系統構成の系統の記載方針に関する相違で、
0:38:40	愛媛では電源系統のものと、一部として燃料系等を含めた整理としております。
0:38:48	三つ目の相違につきましては、柏崎との相違で、ガスタービン発電機をサービスタンクへ、燃料移送するポンプの相違になっております。
0:38:58	四つ目につきましては、
0:39:00	トーカイとの相違で、常設代替交流電源設備の多様性に関する相違です。島根では、駆動方式による多様性のことについて記載をしております。
0:39:13	ここで 1 点、記載すべき事項が入っておりませんでしたので、訂正をさせていただきますと思います。
0:39:20	隅括弧、72 条の 2 のところなんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:24	こちらにつきましては、
0:39:27	ガスタービン発電機の給電先を記載した文章になっておりますが、島根では、ガスタービン発電機を用いまして、原子炉補機代替冷却系、電源供給を行います。
0:39:39	そのことがここに負荷として記載をされておりましたので、こちらの方、記載をさせていただきたいと思っております申し訳ありませんでした。
0:39:48	次回提出時には
0:39:50	設置して提出させていただきます。
0:39:53	続けさせていただきます。63 ページをお願いいたします。
0:40:00	63 ページの黄色の着色部分についてですが、こちら、記載の見直しを行った箇所になります。
0:40:10	この記載につきましては、以前、45 条の基本設計方針のヒアリングの時にありましたコメントに対する、
0:40:18	変更ということになっております。
0:40:22	45 条のコメントとしては、
0:40:24	HPCSのディーゼル燃料貯蔵タンクの名称について、識別を検討するようというところのコメントでした。
0:40:33	タンク名称としましては要目表と合わせておりますので、タンク名称の前に、系統名称として、非常用ディーゼル発電設備、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備と、
0:40:45	記載して、手術を行っております。
0:40:48	ここでの記載は、移送ポンプになっておりますが、タンクと同様の状況でしたので、こちらでもあわせて反映を行っております。
0:40:57	タンクの記載については、64 ページに、同様の黄色箇所に記載をしたものがあります。こちらでご確認をお願いいたします。
0:41:06	タンクとポンプ、それぞれ記載回数が多いので、最初に東條。
0:41:12	記載される場所で、読みかえを行うこととしております。
0:41:17	本件に関するご説明は以上で、そういう理由について説明を続けさせていただきます。
0:41:24	63 ページ。
0:41:26	ハラの続きになります。
0:41:28	63 ページの中程の相違です。
0:41:31	こちらは、
0:41:33	常設代替交流電源設備の電路についてHPCS系の電路等、独立しているというところを記載したのになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:42	ページ一番下の層につきましては可搬型交流代替交流電源設備の想定深野層になります。
0:41:50	また、次のページに、そういう理由が続きますが、
0:41:54	隙値では高圧発電機車を使用するところの東海林との設備の相違がございます。
0:42:01	74 ページになります。
0:42:05	74 ページのその下ですね、⑤の相違というところの下からですけども。
0:42:11	こちらについては、藤柏崎との層位データボルト電源設備について共用しないということもそうです。
0:42:18	さらにその下ですが、柏崎との相違につきましては、可搬型代替交流電源設備の電力構成が異なるというところの相違です。
0:42:29	愛媛では、大体、社内電気設備を経由して、非常用メタクラへの給電を行います。
0:42:36	また、柏崎との運用の相違につきましては、先ほど訂正のご説明をさせていただきます通り、
0:42:43	原子炉補機代替冷却冷却系への電源供給が異なるというところの相違がございます。
0:42:50	ページ一番下の相違につきましては、可搬型のSA設備と、常設のSA設備の多様性について記載をしているというところの記載方針の相違になります。
0:43:04	65 ページをお願いいたします。
0:43:09	65 ページのページの下の方の相違になりますが、
0:43:14	こちらは、
0:43:15	可搬型代替交流電源設備がHPCS系の電路に対しても独立性を有しているということに関する、
0:43:22	東海第 2 との相違になります。
0:43:25	65 ページの一番下のところから
0:43:30	66 ページにかけて、直流電源設備に関する相違がありまして、ありますが、こちらについては構成する設備の相違となります。
0:43:40	66 ページに行きまして、66 ページの上の相違ですが設備のゾーンですが、
0:43:46	こちらについては、東海第 2 との相違で、
0:43:50	島根では、交流電源の復旧を考慮しまして、充電器についても、SA設備として位置付けております。
0:43:58	その下ですが、
0:44:00	東海第 2 との記載方針の相違については、島根では電炉もあわせて記載しているというところの相違です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:07	柏崎との相違につきましては、交流の方でもありましたが、SA設備等、設計基準の拡張設備が混在しているという状況がありますので、
0:44:17	ここについても記載を書き分けたものになります。
0:44:22	67 ページをお願いいたします。
0:44:27	67 ページの、一番上の蘇武につきましては、
0:44:32	直流電源の系統構成が異なるというところの相違です。
0:44:36	その下、ページ中ほどですが、
0:44:39	設備及び運用の相違としている箇所については、直流電源の系統構成が異なりますので、運用が異なるというところの相違です。
0:44:50	島根ではSBOから 8 時間経過した時点で、Bの 115V系からBは 115、5V系の蓄電池の給電切り換えを行う運用としており、
0:45:02	なお、SA用の 115V系蓄電池と、230V系の蓄電池、RCICの方については、負荷切り離しを行わず、24 時間。
0:45:13	給電が可能な設計としております。
0:45:17	67 ページ一番下の相違ですが、こちらについては、東海第 2 等、設備の位置付けが異なりますので、記載場所が異なっているというところもそうです。
0:45:28	68 ページをお願いいたします。
0:45:33	68 ページ一つ目については、
0:45:36	東海第 2 との相違で、知的分散を考慮する、対象の設備が異なっているものになります。
0:45:42	愛媛では直流電源同士で分散するということを記載しております。
0:45:48	二つ目は、同柏崎との相違で、
0:45:52	直流電源の系統数が異なるというところの相違です。
0:45:56	三つ目につきましては先ほどと同様で記載場所が異なっているものになっております。
0:46:02	ページ一番下の層につきましては資料構成の相違でして、島根については、
0:46:09	これらの蓄電池については、先ほどの 65 ページから 66 ページにかけて、前段で記載をしておりましたが、こちらの蓄電池についてもSA設備、または、
0:46:21	DB拡張設備として使用することを記載をしております。
0:46:27	69 ページをお願いいたします。
0:46:31	69 ページの一つ目の層位につきましては、
0:46:35	東海第 2 との相違で、可搬型の直流電源設備の構成が異なるという総意になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:44	ページ一番下ですが、70 ページに、そういう理由が続いておりますが、可搬型直流電源設備の系統構成が異なりますので、位置的分散を考慮する設備が異なっております。
0:46:59	その下の東海第 2 等の、
0:47:02	すいません。失礼いたしました。
0:47:05	70 ページの中程の、その下の相違ですが、こちらも同様に、
0:47:10	独立性を考慮する設備が異なっております。
0:47:16	ページ一番下の相違については、記載方針の相違です。
0:47:21	島根では、各ディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクを、
0:47:27	常設代替交流電源設備と兼用しないので、こちらの 4.1 の項目名の方ですね。こちらには、タンクの名称を記載しておりませんが、こちらは東海第 2 との相違になります。
0:47:39	その下で、東海第 2 との相違ですが、島根では、
0:47:45	設計基準事故時等、重大事故等時で、非常用交流電源設備への給油方法に違いがないため、東海第 2 のような記載を行っておりません。
0:47:57	71 ページについては、
0:48:00	します
0:48:02	71 ページですが、
0:48:04	こちらについて、一つ目の相違については、
0:48:07	ガスタービン発電機の燃料について、サービスタンクを記載しているということの、東海第 2 との層になります。
0:48:16	二つ目につきましては、柏崎との相違で、
0:48:20	燃料系統の設備構成に関する相違です。
0:48:23	また、その下の三つ目の相違につきましては、島根では電源設備燃料系等を含めた記載としておりますので、同様の記載については 2.2 項のほうに記載しております。
0:48:36	ページ一番下の相違については、可搬型の設備に対する燃料補給に関する説明になります。
0:48:45	先日、
0:48:48	失礼しました、先日 63 条のヒアリングの方で、可搬式窒素供給装置用発電設備の燃料補給について、個別に項目を立てて記載をするということをご説明をさせていただいておりましたが、
0:49:02	こちらの非常用電源の基本設計方針として、最後に合わせて考えたときに、高圧発電機車の燃料系等々、先ほどの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:12	可搬式窒素供給装置用発電設備の燃料設備について、同様の方針となりますので、これらの方針を統合して記載した方がわかりやすいと、いうことを考えまして項目の方、
0:49:24	こちらの 4.3 個に統合させていただきました。
0:49:30	なお 63 条ほかですね。
0:49:33	可搬式窒素供給装置を発電設備が記載されていた。
0:49:38	条文につきましては見直しを行っていきたいと思います
0:49:43	検討につきましては、すみません宗につきましては、
0:49:46	記載方針の相違で、
0:49:48	隙値では、
0:49:50	4.3 項の 4.3 項のほかに、4.4 項として非常用、緊急時対策所用発電機に対する燃料補給という項目がありますが、
0:50:01	こちらにつきましては、60、76 条側の方に記載をしておりますのでこちらで改めて説明をさせていただきたいと思います。
0:50:11	緊急時対策所用発電機については使用する燃料タンクが異なりますので、こちらの 4.2 項のほうに、1、4.3 項の方にひとまとめにせずに、別項目として記載を行ったものになり、
0:50:25	72 ページをお願いいたします。
0:50:29	一つ目で黄色にしており、追記追加している箇所についてですが、こちらについては先ほど、記載を統合することによりまして、
0:50:39	燃料補給設備に関して、
0:50:42	まとめて明確に記載しておく必要があると考えたもので追求したことを追記をいたしました。
0:50:49	追求したことにしまして、東海第 2 との相違となっております。
0:50:55	二つ目の方については、ね、燃料補給が必要となる。
0:50:59	可搬型の非常用電源設備が異なるというところの相違で、使用するタンクも異なっております。
0:51:07	1 ページ、一番下の相違につきましてはタンクのタンク同士の分散に関する相違で、
0:51:14	タンクの設計が異なるため、相違としております。
0:51:18	73 ページをお願いいたします。
0:51:22	73 ページには、柏崎との相違ですが、共用する設備に関して、相違がありません。
0:51:29	島根ではこれらの設備について共用がありません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:33	なお、島根 1 号の非常用コントロールセンターについては、島根 2 号と総合接続をしておりますが、こちらについては、15 条に関する場所ですので、15 条側の方で記載をしております、
0:51:47	以上で、72 条の説明を終わらせていただきます。
0:51:51	説明者を交代いたします。
0:51:55	中国電力の原です。続きまして基本設計方針第 75 条、監視測定設備についてご説明させていただきます。
0:52:04	先行プラントの比較表を用いまして説明させていただきます。
0:52:09	1 ページで、27 ページをお願いします。
0:52:15	放射線科案。
0:52:17	放射線管理施設の基本設計方針の比較表になります。
0:52:21	1 ポツ 1 ポツ 3 固定式周辺モニタリング設備の記載について、
0:52:27	先ほどの、
0:52:29	第 34 条 2 でもご説明させていただきましたが、こちらちょっと設備の名称について修正がありますので訂正させていただきます。
0:52:37	藤。
0:52:38	ニタリングコストは外部電源が使用できない場合においても、非常用所内非常用所内電源によりっていうところがありますが、こちらは、設備名称としては非常用ディーゼル発電設備、
0:52:52	となります。
0:52:53	また、その下のところで、さらに 2 の後なんですけど、モニタリングポスト専用の無停電電源装置及び非常用発電機となっておりますが、
0:53:04	非常用発電機、
0:53:06	というのは設置許可からの名称を引用しておりましたが、
0:53:10	上方に名称としては、モニタリングポスト用発電機というのが正式名称となりますので、
0:53:16	修正させていただきます。
0:53:18	交付
0:53:19	先ほどちょっと 34 条側でご説明できませんでした、34 条側も、
0:53:24	同様の記載がありますので、度同様に修正させていただきます。
0:53:29	そういう内容については、先ほどと、
0:53:32	ご説明した内容と同様になります。
0:53:35	そして 28 ページ目、お願いします。
0:53:40	ポツ 1 ポツ 4、移動式周辺モニタリング設備についてですが、
0:53:45	一つ目の相違です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:48	島根 2 号機では、放射性物質の濃度を測定するための設備として、
0:53:52	α β 線サーベイメーターを使用することから、設備構成の相違としております。
0:53:59	また、二つ目の相違ですが、柏崎 7 号との相違として、
0:54:04	島根 2 号機は 3 号機申請のため、設備の諸相違としております。
0:54:11	の三つ目の相違ですが、
0:54:14	東海第 2 との相違になります。
0:54:17	島根 2 号機の、
0:54:18	放射能観測車の代替設備として使用する設備。
0:54:22	こちら、異なるため、設備の設備構成の相違としております。
0:54:28	四つ目の相違については、先ほどの二つ目の相違と同様になります。
0:54:34	29 ページをお願いします。
0:54:38	一つ目の細井ですが、
0:54:41	繁殖モニタリングポストの指示値は、緊急時対策所にて監視しますが、
0:54:46	保守用の端末の、データ表示装置については、可搬式モニタリングポストの専用の端末であるため、設備の相違としております。
0:54:58	二つ目の相違については、3 号機申請による柏崎 7 号との相違になります。
0:55:05	30 ページをお願いします。
0:55:10	千野沿いについては、先ほどの可搬式モニタリングポストと同様になりますが、
0:55:16	伴式気象観測装置についても、専用の端末にて監視するため、
0:55:21	設備の相違としております。
0:55:25	31 ページをお願いします。
0:55:29	続いて非常用電源、非常用電源設備の基本設計方針の比較表となります。
0:55:36	浜崎 7 号との相違になりますが、豊嶋 2 号機では、重大事故等時の対応として、可搬式モニタリングポスト等による対応を行うことから、
0:55:45	当該設備は非常用電源設備等は位置付けておらず、設置許可時より、
0:55:51	常用電源設備として位置付けておりますので、設備の相違としております。
0:55:57	75 条の説明については以上となります。
0:56:01	こちらからの説明は以上になります。
0:56:06	長テレイですありがとうございますそれでは前の方から質疑言って参りたいと思います。お願いします。
0:56:24	長藤田です。すいません。72 条の様式 7、
0:56:31	通しページだと 20 ページなんですけども。はい。
0:56:37	5 ページの 2、
0:56:41	2 パラ目です。常設代替電源。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:46	常設代替交流電源設備はってところなんですけども。
0:56:53	圧損的に他の、ディーテル。
0:56:56	発生設備の発電機だったり高圧スプレイ系人材 8000 設備の発電機っていう書いてあるんですけども。
0:57:03	ガスタービン発電キーのは、
0:57:07	これガスタービン発電機の発電機でよろしいんでしょう。
0:57:15	はい。中国電力の尾川です。
0:57:18	こちらにつきましては系統名称を頭につけて、発電機というものを表現し、発電機団体と系統名称というところを、
0:57:27	記載したものになっておりまして、ガスタービン発電機の系統名称としてはガスタービン発電機という系統になっておりますので、この名称で間違いないと考えております。以上です。
0:57:42	長藤田です。基本的に系統名称を記載してそのあとに発電の発電機ということに記載するというところで理解しました。
0:58:35	8 ページのテルイです。比較表 62 ページで、先ほど原子炉補機代替冷却系を、
0:58:45	頭書き忘れたので追記しますっておっしゃってたんですけど。
0:58:50	江藤。
0:58:51	だから、
0:58:56	原子炉補機代替冷却系、加来のか、或いはエザキ移動式代替熱交換機車、せっかくイメージである。
0:59:07	系統で書くの仮説で書くのかっていうところの確認だったんですけど。
0:59:14	はい。中国電力の尾川です。
0:59:17	先ほどはちょっと系統系統と言ってしまいましたけども、正確には
0:59:24	失礼いたしました。正確には設備名、負荷名称、ここで記載をいたしますので、移動式熱交換設備というような、ちょっと正式名称を確認しまして記載をさせていただきたいと思います。以上です。
0:59:38	形状のテルイですがわかりました。やっぱそうですね。飯野関根管設備の方書かれる。
0:59:45	わかりました。それから、
0:59:52	1 点。
0:59:53	ちょっと御説明危機を話したかもしれません。
0:59:55	駒井久慈 61 ページの、
1:00:00	以上を 72 条の 47 のところにぽっと 1 のところで、
1:00:05	非常用交流電源設備は、重大事故等対処設備及び重大事故、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:10	どう対処する経営企画部長と、
1:00:13	出るのは、
1:00:14	この非常用交流電源設備の中に含まれる設備について例えば発電費、
1:00:21	これもそのものだと、セイキ基準拡張ですけど、
1:00:25	タンクとかは
1:00:28	通常のっていうか
1:00:30	SAの防止或いはSAの緩和で、
1:00:33	不機嫌拡張としてないので、まず、
1:00:38	及びでつないで書いてるっていう理解でいいです。
1:00:43	はい。中国電力の尾川です。はい。ご認識の通りで、燃料貯蔵タンク、ディーゼルの燃料貯蔵タンクにつきまして、SA設備として、設備区分を登録しておりますので、
1:00:56	及びでつないで、それぞれ記載をしております。以上です。
1:01:01	伊勢です。わかりました。
1:01:06	それじゃそれはあれですよね設備リスクを見ると、
1:01:10	ある設備リストにあれなんだっけ、あれ拡張責任拡張とか、
1:01:16	防集緩和とかっていう分解して作るって書いてある。
1:01:24	中国電力の尾川です。はい。主要設備リストの方ですねこちらの方にはそれぞれ設備区分の方を記載しておりますので、そちらで確認ができるかと思い
1:01:36	以上です。
1:01:37	とりあえずわかりました。
1:01:40	とそれから一つ上の 66 ページなんですけど。
1:01:47	最後の 72 条の 8 のところで、
1:01:51	ここ所内常設Ⅱ蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を使用できる設計とすると書いてあるんですけど。
1:02:04	当初署名常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備を含む概念で整理をされていたと思うんですけど。
1:02:13	ここは、及び、
1:02:17	どういう記載であってますでしょうか。
1:02:23	中国電力の尾川です。
1:02:26	ご認識の通りで、常設代替直流電源設備については、所内常設蓄電式の中に含めておりました、
1:02:36	こちらについては 67 ページの方ですね。
1:02:42	ええ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:44	67 ページの下の一冊下のパラグラフになるんですけども、常設代替直流電源設備はというところで、
1:02:51	個別に設備名を記載しておりますので、こちら相手及びでつないだものになります。含んでおります。常設代替直流電源設備は、
1:03:04	所内常設の中に入っておりますので、所内常設、その上の 7、67 ページの上の段のところなんですけどもこちらの方にも、
1:03:12	常設代替直流電源設備であるSA系の蓄電池についても記載をしているということで、
1:03:21	整理をしております。以上です。
1:03:24	形状で実はわかりいいましたそれぞれ書き分けたのであえて書き分けてますということですね。わかります。
1:03:33	それからその次のページ 68 ページの、
1:03:40	73 ページのところなんですけど、所内常設通蓄電式直流電源設備 5、
1:03:48	原子炉建物及び廃棄物処理建物内の非常用直流電源設備 3 系統のうち 2 系統と異なるところに設置することで、
1:03:57	と書いてあるんですけど。
1:04:01	まずこの原子炉建物、
1:04:04	及び廃棄物処理建物内の非常用直流電源設備 3 系統のうち 2 系統っていうのは、
1:04:12	何を、
1:04:15	さしてる。
1:04:16	のですかというのがまず本。
1:04:21	はい、中国電力の尾川です。
1:04:24	こちらで非常用直流電源設備等しておりますのは、非常用直流電源設備のA系統、B系、あと、ほぼ高圧炉心スプレイ系と三つの系統を指しております。
1:04:38	このうち、高圧炉心スプレイ系につきましては原子炉建物のほうに設置をしております、A系とB系については廃棄物処理建物のほうに設置をしておりますので、
1:04:50	ちょっと表現としては、
1:04:53	及びできないだものになっております。以上です。
1:04:57	ふうん。
1:05:01	性状増えるインテックがかかります。だから、
1:05:08	現、ここでだから所内常設つうんだから、
1:05:19	R/Bの愛知風景の直訳等、ラドビルのA棟、A系の直流電源設備。
1:05:31	が、この 3 系統のうち 2 系統になる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:34	ということであります。
1:05:37	中国電力の方からです。はい。すいませんご認識の通りで、その通りになります。以上です。
1:05:45	そういうことですね。わかりました。
1:05:48	は確かに読みにくいのが読みにくいというか、
1:05:51	これ以上直すがなかなか難しそうな感じ。
1:05:56	わかりづらいの意味は取れなかったので、わかります。
1:06:01	私からは以上です。
1:06:09	はい。とりあえず 72 条は、
1:06:15	は以上です。
1:06:18	75 条の感覚性とか、
1:07:00	成長戦略 75 兆は特に、
1:07:06	何もなければ。
1:07:10	我々からは以上です。
1:07:14	はい。
1:07:15	中部電力何か追加でありますか、もしなければ指摘事項の確認をいただき、
1:07:30	中国電力の高取でございます。こちらから特にございません。
1:07:34	以上です。
1:07:37	規制庁鳥井です。わかりました。それでは
1:07:40	審議事項の確認に参りたいと思いますので、準備ができれば破産をお願いいたします。
1:07:54	中国電力の田畑でございます少々お待ちください。
1:08:21	中国電力の今井です。
1:08:23	共有画面見えましたでしょうか。
1:08:26	ページあたりでは見えています。
1:08:31	中国電力の今井です。読み上げさせていただきます。まず一つ目は 34 条ページ 33 ページでして、測定の記載について適正化を検討すること。
1:08:42	また全体的に同様な記載を確認すること。
1:08:45	二つ目になります。10 ページになりますが、PWRの、
1:08:49	ため対象外とする、する記載について、備考等への記載を検討すること。
1:08:55	38 ページになりますが、三つ目、
1:08:59	気象観測設備の 123 号機の共用の記載について適正化をすること。
1:09:05	続きまして四つめになりますが 72 条の、ページ 62 ページ。
1:09:10	移動式熱交換設備の記載を検討すること。
1:09:14	以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:18	町のテルイです四つ名に関してはもともと中国電力から説明があったことについてちょっと趣旨を確認しただけですので特にこれは別にコメントに行って結構です。
1:09:36	中国電力の今井です。四つ目については削除させていただきます。
1:09:48	長テルイです他は特にこちらからあります。
1:09:56	中部電力。はい。失礼しました。中国電力の南です。三つ目のですね、共用のところの記載なんですけど先ほど、
1:10:06	私少し炉心、中央制御室側がいいかなというお話させていただいたんですが、気象観測設備自体が、要目表の設備ではなかったのでもっと。
1:10:17	もう一度そこら辺もですね、整理して、背番号の問題とか含めてですね整理して、どういう記載がいいかというのは、確認して、適正化を図らせていただきたいという趣旨で、ここに記載させていただきます。
1:10:30	その趣旨で今後検討して、また修正資料の修正とさせていただきますのでよろしくお願いします。以上です。
1:10:37	規制庁の照井です。わかりますし、いずれ適切に直していただければそれは結構ですので、ちょっと位置付けの確認した上でですね適切に修正をいただければと思います。以上です。
1:10:51	中国電力南です。はい、ありがとうございます引き続きよろしくお願いいたします。以上です。
1:10:56	はい。
1:10:58	はい。規制庁清です。他になければこれで本日はヒアリング終了したいと思いますが大丈夫ですか。
1:11:10	中国電流の高取でございます。特にございません。以上です。
1:11:15	規制庁鳥居です。はい。それでは本日のヒアリングを終了したいと思いますありがとうございます。
1:11:22	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。